

インフラ維持管理の効率化を図る

三原市道路等包括管理業務委託 公募型プロポーザルの概要説明

▶ 目次

- ① 三原市道路等包括管理業務について
- ② 業務概要
- ③ 公募型プロポーザル資料（案）
- ④ 公募型プロポーザルのスケジュール予定

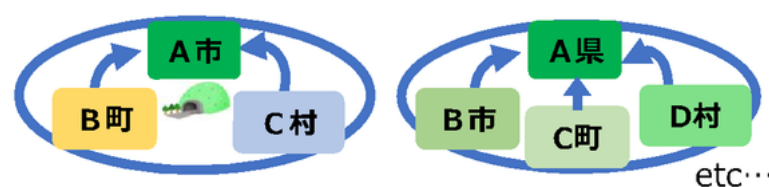
01 三原市道路等包括管理業務について

「群マネ」束ねて発注による効率化

■ 群マネ

- 「群マネ」には、自治体の枠を越えてマネジメントする「**広域連携の群マネ**」と、インフラ分野の枠を越えてマネジメントする「**多分野連携の群マネ**」があります。

広域連携の群マネ



市区町村同士の「水平連携」や都道府県も関与する「垂直連携」により、自治体の枠を越えてマネジメント

多分野連携の群マネ



道路や河川、公園、下水道など、インフラ分野の枠を越えてマネジメント

インフラ分野の組合せ例
(日常維持管理業務)

道路+河川



例：三重県四日市市 (P15)

道路+公園



例：三重県明和町 (P16)

道路+河川+公園



例：新潟県三条市 (P16)、秋田県大館市 (P15)

道路+河川+砂防



例：福島県 (P17)、栃木県 (P17)

業務項目の組合せ例

維持作業のみ



例：栃木県 (P17)、三重県四日市市 (P15)

維持作業+全体マネジメント



例：秋田県大館市 (P15)、福島県 (P17)

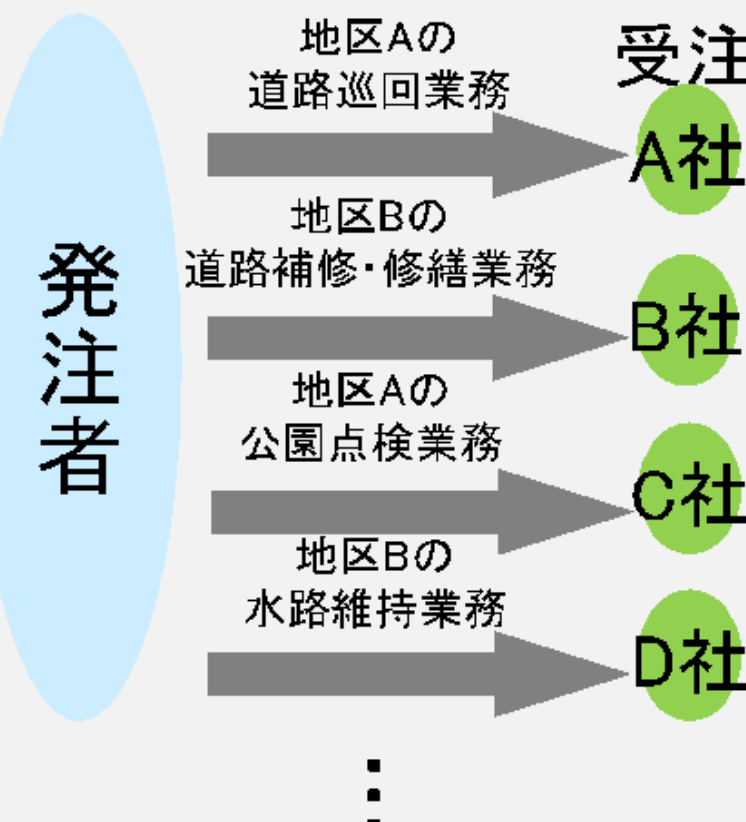
維持作業+全体マネジメント+窓口業務



例：新潟県三条市 (P16)、三重県明和町 (P16)

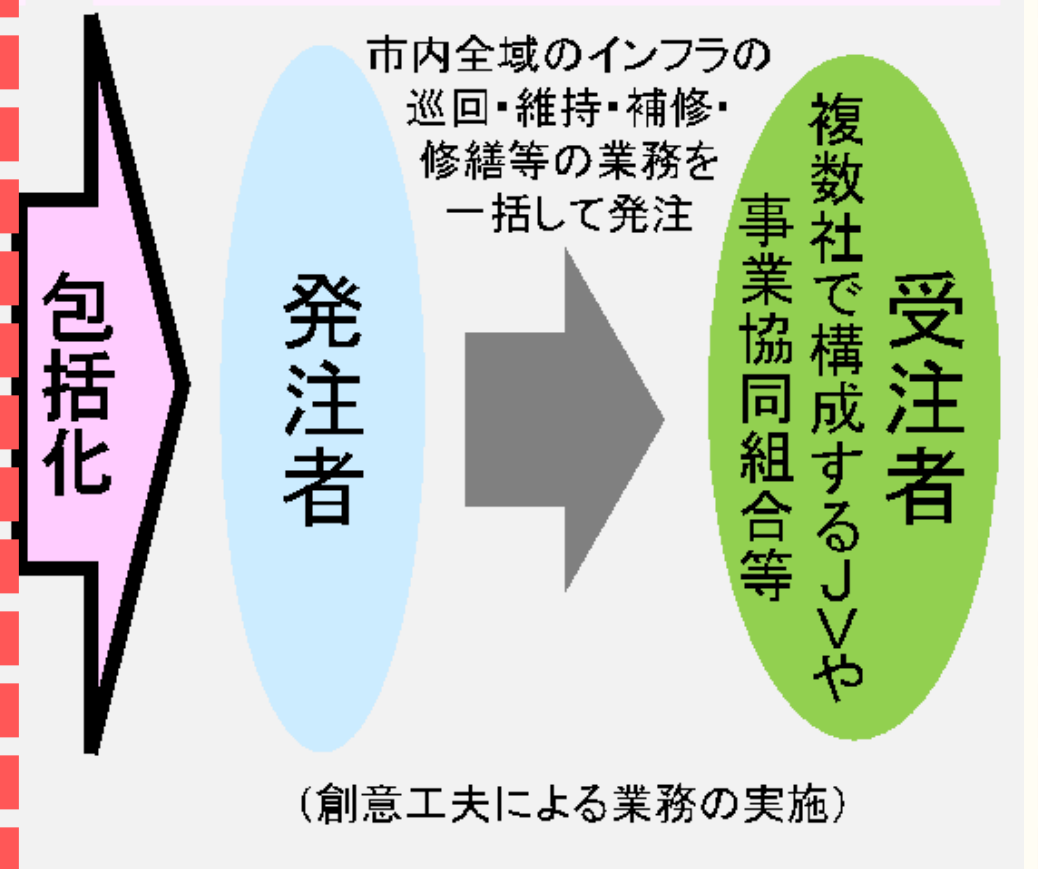
【従来の発注方式例】

個別のインフラ施設について
地区・業務ごとに業務を発注し
それぞれの業務を個別の業者
が受注



【包括的民間委託の発注方式例】

複数の業務やエリア、分野を包括
化し、一つの業務でまとめて発注し、
JV等が受注



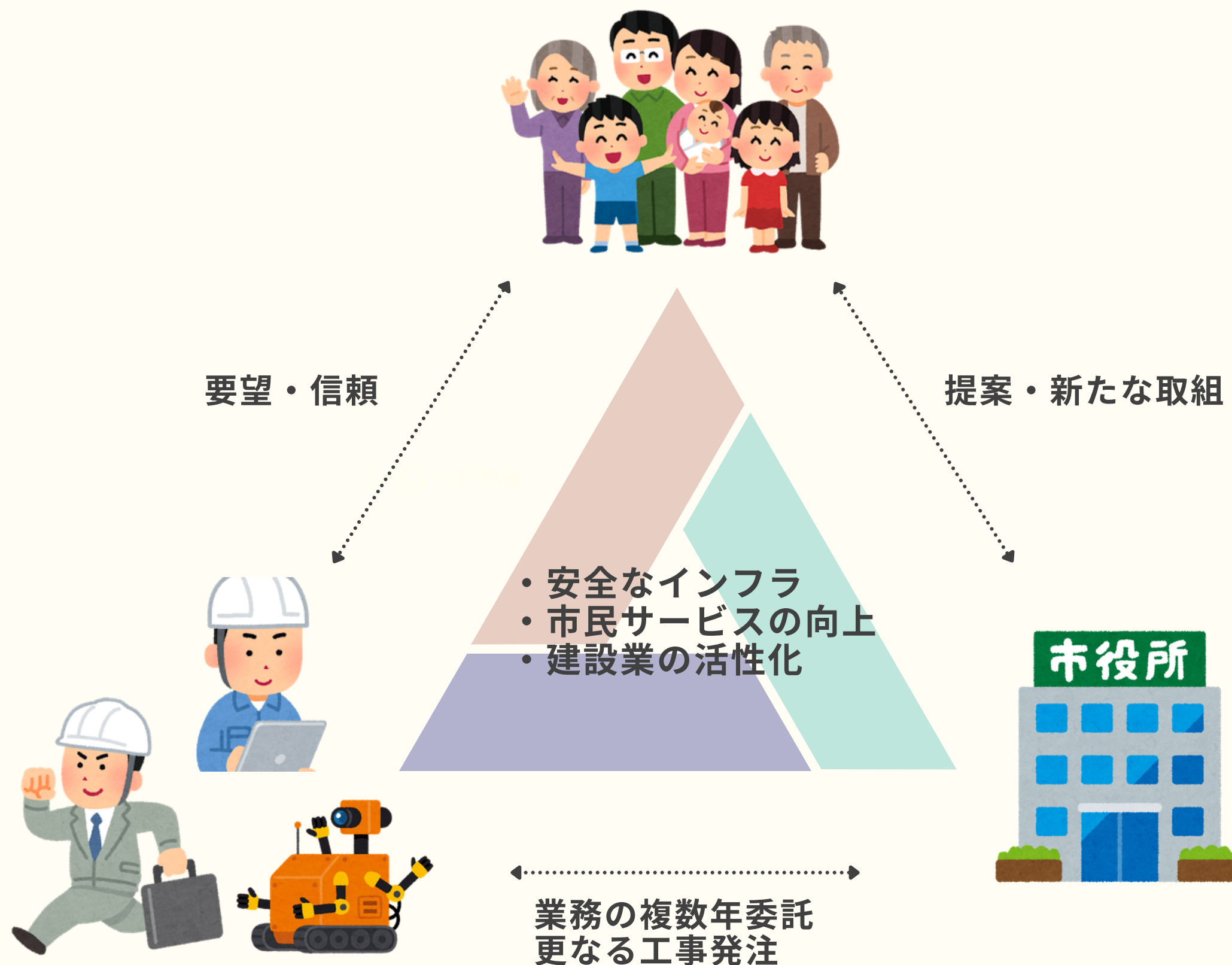
出展：「群マネの手引きVer.1」国土交通省2025年10月

⚙️ インフラ、業務を束ね、一括して発注することで効率化を図る

▶ 01 三原市道路等包括管理業務について

目指す姿

地域と共に安全なインフラを提供し続ける



効果の検証

- 市民満足度アンケート調査
- 業務のモニタリング

▶ 目次

① 三原市道路等包括管理業務について

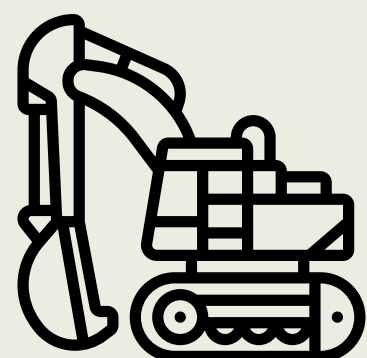
② **業務概要**

③ 公募型プロポーザル資料（案）

④ 公募型プロポーザルのスケジュール予定

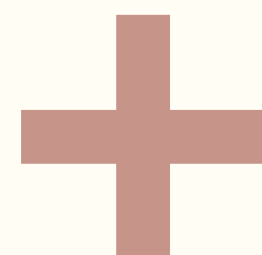
02 業務概要

項 目	内 容
業務区域	三原地域（本郷、久井、大和を除く）
総価契約 （業務A）	①計画準備業務 ②マネジメント業務 ③引継業務 ④窓口業務 ⑤巡回業務 ⑥点検業務（街路樹、公園樹木、公園遊具） ⑦維持補修業務（道路、河川、公園、広場）
業務の範囲	①交通安全施設維持補修業務 ②県施設維持補修業務 ③道路附属物維持補修業務 ④舗装維持補修業務 ⑤道路関係設備管理業務 ⑥橋梁点検業務
業務の期間	令和 8 年10月 1 日～令和11年3月31日
事業規模	約824百万円



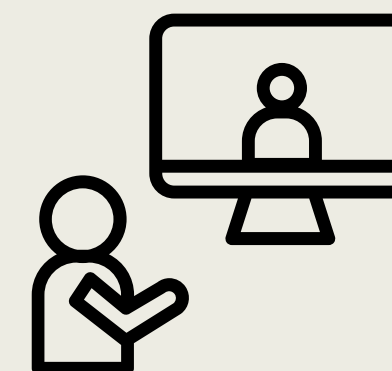
今までと同様の 委託業務

- 道路維持補修
- 河川維持補修
- 公園、広場維持補修
- 県施設維持補修
- 入札分の一部（舗装、橋梁点検）



市職員が行っていた 直営業務

- 住民要望対応
- 巡回業務
- 施設点検業務
- 舗装穴埋め、伐採等の作業
- 落下物処理



マネジメント業務

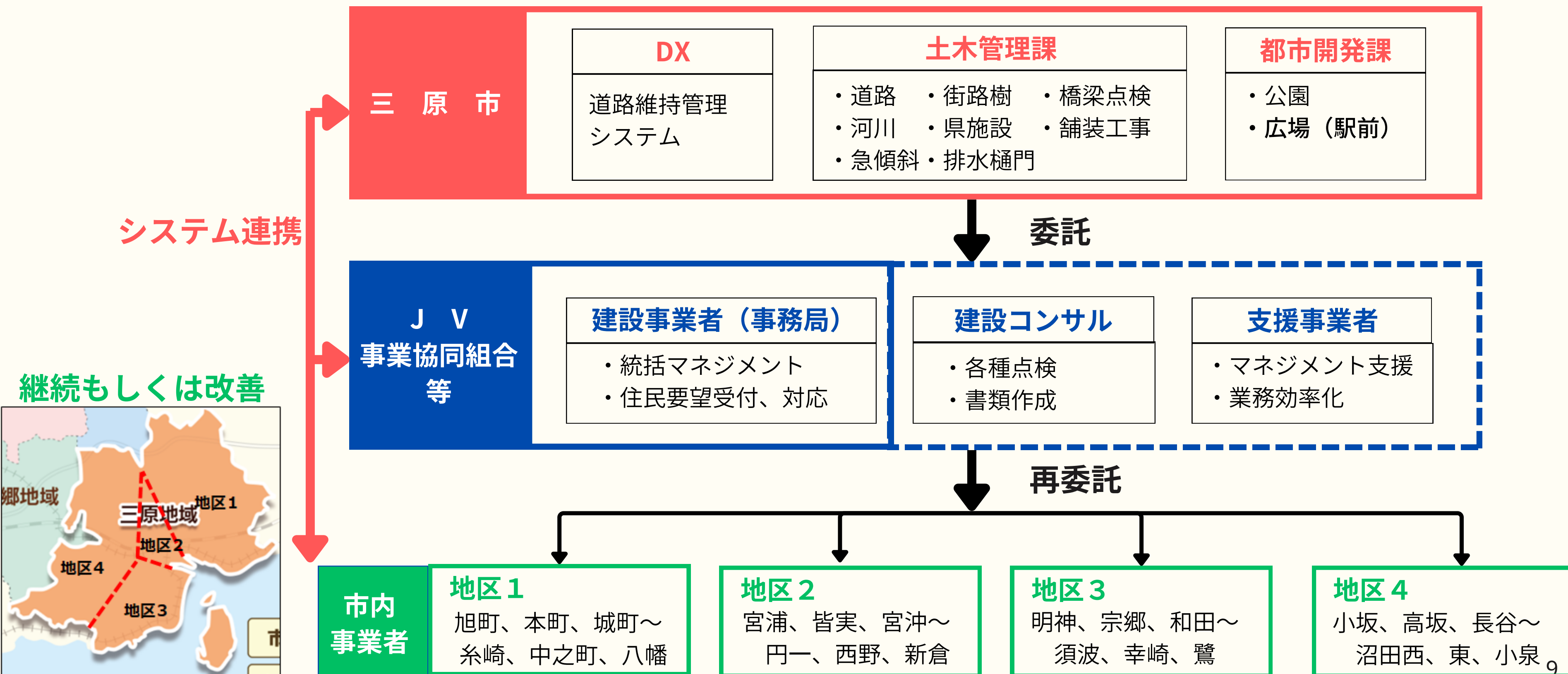
- 業務計画立案
- 業務全体のマネジメント
- 定例会議の開催
- モニタリングの実施
- 引継ぎ

三原北部+南部



02 業務概要

技術者を束ねる



▶ 目次

① 三原市道路等包括管理業務について

② 業務概要

③ **公募型プロポーザル資料（案）**

④ 公募型プロポーザルのスケジュール予定

▶ **03 公募型プロポーザル資料（案）**

資料の構成

1 公告文

4 業務積算参考資料

2 企画提案依頼説明書

設計図書

5 様式集

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

【別紙】 施設位置図

【別紙】 各業務要求水準書

【別紙】 モニタリング実施要領

設計図書

6 契約書（案）

設計図書

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

1 公告文

三原市道路等包括維持管理業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル手続開始の
公告

令和8年

次のとおり企画提案を募集します。

三 原 市 長
（ 土 木 管 理 課 ）

1 業務概要

- (1) 業 務 名 三原市道路等包括維持管理業務委託
- (2) 業務内容 三原市道路等包括維持管理業務企画提案依頼説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) 提案上限額 千円（消費税及び地方消費税を含む）

⇒提案上限額

2 参加資格

三原市道路等包括維持管理業務企画提案依頼説明書のとおり

3 添付資料

- (1) 三原市道路等包括維持管理業務企画提案依頼説明書
- (2) 三原市道路等包括維持管理業務説明資料
- (3) 業務積算参考資料
- (4) 契約書（案）

⇒HP公表資料

4 問合せ先

三原市建設部土木管理課 担当：●●
住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号
電話：0848-67-6092 E-Mail：dobokukanri@city.mihara.hiroshima.jp

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

資料の構成

1 公告文

4 業務積算参考資料

2 企画提案依頼説明書

設計図書

5 様式集

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

【別紙】 施設位置図

【別紙】 各業務要求水準書

【別紙】 モニタリング実施要領

設計図書

6 契約書（案）

設計図書

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

2 企画提案依頼説明書－参加資格要件

- ・本業務への参加は、共同企業体又は事業協同組合とする（単独企業での参加は認めない）。
- ・事業協同組合が構成員として参加することは認める。
- ・応募者に求められる要件については次のとおり。

要 件	内 容
構成員の所在地	構成員（又は組合員）は、三原市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。ただし、効率的な維持管理及び維持管理に関する技術力の向上を目的とした参画であれば、広島県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者を構成員（又は組合員）に含むことができる。
格付等級	三原市の令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事で格付等級がA以上で登録されている構成員（又は組合員）を1者以上含むこと。
受注実績	過去5年間（令和3年度以降）に、三原市から次に示す各業務を元請として受注した実績がある構成員（又は組合員）を含むこと。 市道等維持補修業務、市道舗装補修業務、街路樹木管理業務
構成員数	共同企業体：2者から10者程度 事業協同組合：任意（定款でインフラ維持管理の共同受注を目的としていること）
建設業法の許可	共同企業体：建設業法の許可業種である土木工事業、舗装工事業、造園工事業の許可を得ている構成員を各1者以上含むこと。 事業協同組合：事業協同組合として土木工事業、舗装工事業及び造園工事業の許可を得ているか、又は同要件を満たしている各1者以上の組合員を含むこと。

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

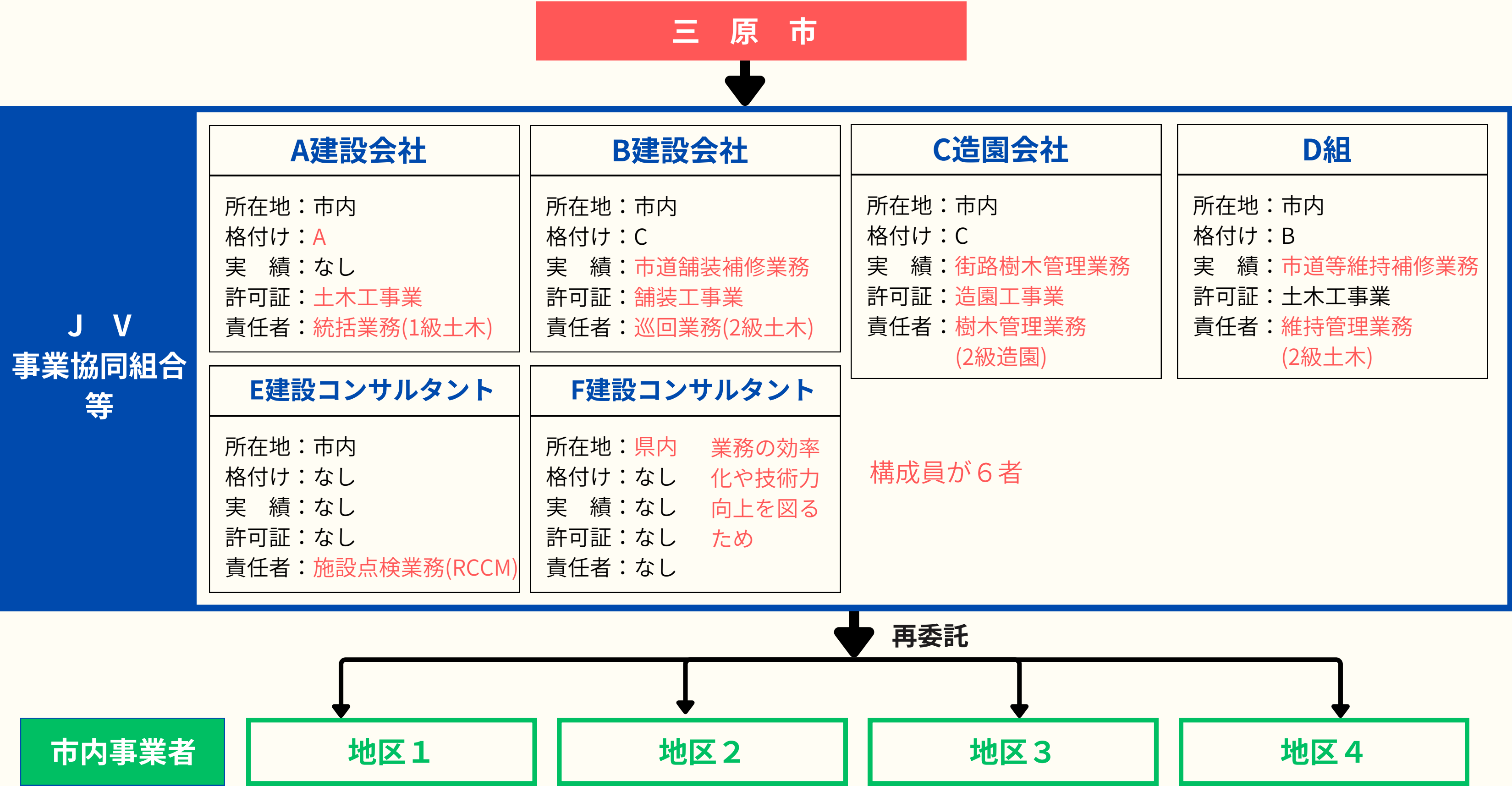
2 企画提案依頼説明書－技術者要件

- ・ 本事業の実施にあたり、統括業務責任者、各業務実施責任者（巡回業務、維持管理業務、樹木管理業務、施設点検業務）を配置すること。
- ・ 統括業務責任者と各業務実施責任者は兼任することができるが、各業務責任者の兼任は認めない（最低4名の配置）。
- ・ 各責任者の資格要件は次のとおりとする。

業務実施責任者	所管業務	必要な資格（いずれか1つ）
統括業務	計画準備業務、全体マネジメント業務、引継業務、窓口業務	・ 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門） ・ 1級又は2級土木施工管理技士
巡回業務	巡回業務（市道、公園）	・ 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門） ・ 1級又は2級土木施工管理技士
維持管理業務	道路維持補修業務、河川維持補修業務、公園・広場維持管理業務、県施設維持補修業務、交通安全施設維持補修業務、道路附属物維持補修業務、舗装維持補修業務 ※樹木に係る業務は除く	・ 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門） ・ 1級又は2級土木施工管理技士
樹木管理業務	点検業務、道路維持補修業務、公園・広場維持管理業務、県施設維持補修業務の内、樹木に係る業務	・ 技術士（総合技術監理部門「農業」又は農業部門） ・ 1級又は2級造園施工管理技士
施設点検業務	点検業務（遊具）、道路関係設備管理業務、橋梁点検業務	・ 技術士（総合技術監理部門「建設」又は建設部門） ・ R C C M（道路又は鋼構造及びコンクリート） ・ 1級又は2級土木施工管理技士

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

2 企画提案依頼説明書－参加資格・技術者要件を満たす例



- ・ 1次審査書類（参加表明書、企業実績表、業務実施体制表、配置技術者、共同企業体構成表など）による書類審査
- ・ 1次審査（25点）＋2次審査（75）点の合計100点

評価項目	評価基準
構成員（又は組合員）の地域精通度	三原市建設部土木管理課及び都市部都市開発課発注の「維持補修業務委託契約」に係る実績
業務実施体制	・ 業務を効率的に実施できる体制となっているか。（エリアや業種での役割分担が記載されているか） ・ 繁忙時を含む業務実施のバックアップ体制が確保されているか。
技術的資格	統括業務責任者及び各業務責任者の有資格

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

2 企画提案依頼説明書－2次審査

・ 2次審査書類（企画提案書）によるプレゼンテーション

評価項目	評価基準
基本テーマ	①本業務の取組方針 業務の実施方針、体制、手法、業務遂行上の配慮事項、実施フローについて総合的に評価
	②本業務の理解度 業務の目的、内容を理解できているか、業務を円滑に遂行できる工程をイメージできているか等を評価
特定テーマ	①円滑な住民要望対応の実施体制の提案 市民サービスの向上を目的とし、市民が受注者に直接通報する情報発信、窓口業務の実施体制、市民への確実な対応方法等について、具体的な提案となっているか。
	②維持管理業務の効率化に関する創意工夫の提案 従来の維持管理の手法から新技術を活用する等、業務の効率化について、具体的な提案となっているか。
	③三原地域の建設業者者との連携の提案 令和8年度に三原市の維持補修業務委託契約を締結した、三原地域の建設業者約●者との連携について、具体的な提案となっているか。また、業務実施体制、担当区域分け、支払い方法等、具体的な記載があるか。
見積書	実効性の認められる適切な価格設定であり、かつ委託料上限額の範囲内で必要最少限に抑えられているか

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

資料の構成

1 公告文

4 業務積算参考資料

2 企画提案依頼説明書

設計図書

5 様式集

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

【別紙】 施設位置図

【別紙】 各業務要求水準書

【別紙】 モニタリング実施要領

設計図書

6 契約書（案）

設計図書

▶

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

対象業務

業務名	発注方式	支払方式	確認方法	業務名称	業務内容	考え方
業務A	性能規定	総価契約	モニタ リング （月例会 議）	計画準備業務	業務の準備	総価契約② 各業務の要求水準を満たしていれば、実施した作業数量にかかわらない
				全体マネジメント業務	全体事業調整、対策判断・指示、会議の設置・運営、モニタリング	
				窓口業務	電話等による相談、要望の受付	
				巡回業務	市道、公園の巡回	総価契約① 各業務の要求水準で示した回数、数量等
				点検業務	街路樹、公園樹木、遊具の点検	
				道路維持補修業務	車道、歩道、排水構造物、道路附属物、橋梁補修、植栽維持管理、清掃、除草 ※50万円程度以下	総価契約② 各業務の要求水準を満たしていれば、実施した作業数量にかかわらない
				河川維持補修業務	護岸・水路補修、堆積物撤去、除草、土砂改修、樋門管理 ※50万円程度以下	
				公園・広場維持管理業務	植栽維持管理、公園施設（宮浦公園）、広場施設（駅前広場）	
委託料の変更なし						
業務B	仕様規定	単価契約	完了検査 （出来高 確認）	県施設維持補修業務	車道、歩道、排水構造物、道路附属物、橋梁補修、植栽維持管理、清掃、除草、凍結防止剤設置撤去 ※100万円程度以下	単価契約③ 指示に基づき実施した作業数量
				交通安全施設維持補修業務	道路照明、防護柵、道路標識、道路反射鏡、区画線の補修、新設 ※50万円程度以下	
				道路附属物維持補修業務	道路照明、道路標識、道路反射鏡補修	
				舗装維持補修業務	舗装修繕（表層） ※50万円程度を越えるもの	
				道路関係設備管理業務	道路排水設備、道路上表表示板の定期点検	
				橋梁点検業務	橋梁の定期点検	
委託料の変更あり						

業務名称	対象施設	業務内容/要求水準
窓口業務	全般	①業務内容 窓口業務の内容は、受付業務、電話対応業務とする。発注者が代わりに受け付けた内容（利用者、町内会等からの要望）については、共有システム等を通して受注者が引き継ぐものとする。 なお、窓口業務においては、要望相談等の内容が本業務の対象外であっても、市民の理解を得られるよう誠実かつ丁寧に対応を行わなくてはならない。 ②道路等維持管理マネジメントシステム 道路等維持管理マネジメントシステム（以下「共有システム」という。）を活用し、利用者や町内会等からの要望相談等を、発注者と共有するものとする。 ③業務の実施時間 窓口業務は、原則、次に示す日を除いた日の8時30分から17時15分に行う。 なお、発注者の指示により時間の延長、短縮することがある。また、緊急時は、本条の規定に関わらず対応すること。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から1月3日までの日（年末年始）

業務名称	対象施設	業務内容/要求水準
巡回業務	市道 公園	①業務内容 巡回業務は、三原市が所管する道路、公園が常時良好な状態に保たれるよう、施設の状況を把握し、異常事象を未然に防ぎ、また、それらの事象が発生した場合は適宜対応する。あわせて、必要な情報及び資料を収集する。 ②巡回の実施 (1) 通常巡回・徒歩巡回 通常巡回（パトロール車による巡回）・徒歩巡回（徒歩による巡回）を行う。 (2) 異常時巡回 台風、豪雨、地震等により災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合及び三原市の指示がある場合による。 (3) 日報 共有システムを活用し、日報を作成するものとする。

業務名称	対象施設	業務内容/要求水準																																																																
点検業務	樹木（市道・公園）	①業務内容 樹木点検業務とは、三原市が所管する道路及び公園等の樹木の定期的な点検により、変状及び異常を発見し、必要な措置を講じることにより、樹木の倒伏などを未然に防止することを目的とする。 ②点検内容 定期点検表に沿って点検を行い、異常が見られる場合は、結果を記入すること。 																																																																
		【別紙2】 樹木定期点検票 課 <table><tr><td>路線・施設名</td><td></td><td>点検日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>点検者</td><td></td></tr><tr><td>樹種名</td><td></td><td>幹周</td><td></td><td>樹高</td><td>5m未満</td><td>5～10m未満</td><td>10～15m未満</td><td>15m以上</td></tr><tr><td rowspan="5">チェック項目</td><td colspan="3">☐ 枯死</td><td colspan="5">☐ 欠損（例：樹皮が大きく割れている）</td></tr><tr><td colspan="3">☐ 不自然な傾斜</td><td colspan="5">☐ 根元の状態（例：浮上がっている・ルートカラーが見えない）</td></tr><tr><td colspan="3">☐ 腐朽（キノコがある場合はチェックしてください）</td><td colspan="5">☐ 打診音の異常（空洞の場合はボコボコと聞こえます）</td></tr><tr><td colspan="3">☐ 分岐部の異常</td><td colspan="5">☐ 樹体の揺らぎ</td></tr><tr><td colspan="3">☐ 樹木の生育状況</td><td colspan="5">☐ 通行者・施設利用者への影響</td></tr><tr><td colspan="8">その他特記事項</td></tr></table> 記入要領 1 点検対象 原則、対象施設内の高木、当該施設の対象樹木の本数も把握する。 2 点検方法 外観を目視で点検。木槌で打診音の確認及び樹体に体重をかけ揺らぎの確認をする。 3 記入方法 チェック項目に異常があった樹木について記入する。（該当する項目をチェックし、その内容を記載） 4 その他 ・チェック項目に異常があった樹木についてはビニール紐等で印をする。 ・幹周は、地上1.2mの位置で計測する。 専門職点検 判定・処置方法 例：処置が必要（剪定・除草・防除・冠水等） 伐採・植替え・基盤改良等を検討	路線・施設名		点検日	年	月	日	点検者		樹種名		幹周		樹高	5m未満	5～10m未満	10～15m未満	15m以上	チェック項目	☐ 枯死			☐ 欠損（例：樹皮が大きく割れている）					☐ 不自然な傾斜			☐ 根元の状態（例：浮上がっている・ルートカラーが見えない）					☐ 腐朽（キノコがある場合はチェックしてください）			☐ 打診音の異常（空洞の場合はボコボコと聞こえます）					☐ 分岐部の異常			☐ 樹体の揺らぎ					☐ 樹木の生育状況			☐ 通行者・施設利用者への影響					その他特記事項					
路線・施設名		点検日	年	月	日	点検者																																																												
樹種名		幹周		樹高	5m未満	5～10m未満	10～15m未満	15m以上																																																										
チェック項目	☐ 枯死			☐ 欠損（例：樹皮が大きく割れている）																																																														
	☐ 不自然な傾斜			☐ 根元の状態（例：浮上がっている・ルートカラーが見えない）																																																														
	☐ 腐朽（キノコがある場合はチェックしてください）			☐ 打診音の異常（空洞の場合はボコボコと聞こえます）																																																														
	☐ 分岐部の異常			☐ 樹体の揺らぎ																																																														
	☐ 樹木の生育状況			☐ 通行者・施設利用者への影響																																																														
その他特記事項																																																																		

業務名称	対象施設	業務内容/要求水準
道路維持補修	市道 里道(赤道)	①業務内容 1 件50万円程度以下の小規模の維持補修業務。利用者及び第三者の安全確保を最優先とし、要求水準を満たす状態を維持するよう業務を実施する。 ②主な維持管理 落下物処理、車道・歩道清掃、側溝清掃・土砂撤去、除草、支障木の枝打ち、倒木撤去、街路樹管理等 ③主な補修施設 車道、歩道、側溝・側溝蓋、暗渠管、集水枥・枥蓋、擁壁、石積み、のり面、道路照明、防護柵、道路反射鏡、道路標識、視線誘導標、車線分離標、区画線、縁石、アスカーブ、橋梁等 ④要求水準の例：車道 利用者が通常想定される方法で通行する限り、事故の発生又はそのおそれが生じない状態を維持する。また、路面不良、段差、落下物等により、通行中に著しい速度低下や車線閉塞等を招き、円滑な通行を阻害するおそれがある状態が確認された場合は、安全確保を最優先として速やかに是正する。

▶ 3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

総価契約－業務A

業務名称	対象施設	業務内容/要求水準
河川維持補修	普通河川 準用河川 水路(青線)	①業務内容 1件50万円程度以下の小規模の維持補修業務。利用者及び第三者の安全確保を最優先とし、要求水準を満たす状態を維持するよう業務を実施する。 ②主な維持管理 堆積物撤去、除草、支障木の枝打ち、倒木撤去、樋門等 ③主な補修施設 護岸（石積み、土羽等）、水路等 ④土砂回収業務 三原市内の町内会等が行う、市が管理する道路側溝、河川等の清掃活動により集積された土砂の回収を行う。 ⑤要求水準の例：護岸・水路補修 該当箇所を要因とし、護岸(石積み、土羽等)及び水路については、損傷、洗掘、崩落等により、降雨時を含めて施設の安定性又は流下能力が低下し、溢水・越水・浸水が発生し、又は発生するおそれが生じない状態を維持する。未達状態が確認された場合は、安全確保を最優先として速やかに是正する。

業務名称	対象施設	業務内容/要求水準
公園・広場 維持補修業 務	都市公園 児童遊園 浮城広場 隆景広場	①業務内容 利用者及び第三者の安全確保を最優先とし、要求水準を満たす状態を維持するよう業務を実施する。 ②主な維持管理 ・ 樹木の剪定、施肥、防除、灌水等 ・ 宮浦公園の滝池設備の清掃、メンテナンス及びトイレ清掃等 ・ 浮城広場の噴水、滝池設備及びガス灯の清掃、メンテナンス等 ③要求水準の例：都市公園 都市公園の利用者が通常想定される方法で使用した場合に、事故が発生、又は発生するおそれが生じない状態及び景観を維持する。あわせて、都市公園にある公園施設の利用が妨げられない状態を維持する。 要求水準の例：広場 三原駅前広場（浮城・隆景広場）の利用者が通常想定される方法で使用した場合に、事故が発生、又は発生するおそれが生じない状態及び景観を維持する。あわせて、三原駅前広場（浮城・隆景広場）にある公共施設の利用が妨げられない状態を維持する。

▶ 3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

単価契約－業務B

業務名称	対象施設	業務内容/仕様
県施設維持補修業務	県道 (11路線)	①業務内容 1 件100万円程度までの補修・新設業務。 三原市が広島県より事務移譲を受けている県道において、道路利用者の安全、円滑な交通及び地域の経済活動を支えることを目的とし、道路の状態を適正に維持管理する業務である。 ②主な維持管理 落下物処理、車道・歩道清掃、側溝清掃・土砂撤去、除草、支障木の枝打ち、倒木撤去、街路樹管理、凍結防止剤設置撤去等 ③主な補修施設 車道、歩道、側溝・側溝蓋、暗渠管、集水枥・枥蓋、擁壁、石積み、のり面、防護柵、道路反射鏡、道路標識、視線誘導標、車線分離標、区画線、縁石、アスカーブ等 ④実施要領 市が指示する維持補修及び受注者より実施の必要性を提案する業務。ただし、提案する業務の実施については、作業内容書及び見積書を監督員に提出し、実施の可否の判断を受けなければならない。監督員は優先順位等を考慮し、実施の可否を判断するものとする。

業務名称	対象施設	業務内容/仕様
交通安全施設維持補修業務	市道	①業務内容 1 件50万円程度以下の小規模な補修・新設業務。 市道の道路附属物等について、道路利用者の安全、円滑な交通及び地域の経済活動を支えることを目的とし、道路附属物等の状態を適正に維持管理する業務である。 ②主な補修・新設施設 道路照明、防護柵、道路標識、道路反射鏡、区画線等の補修・新設 ③実施要領 市が指示する維持補修及び受注者より実施の必要性を提案する業務。ただし、提案する業務の実施については、作業内容書及び見積書を監督員に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。監督員は優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。

業務名称	対象施設	業務内容/仕様
道路附属物 維持補修業 務	市道	①業務内容 「三原市道路附属物個別施設計画」に基づき、整備優先度の高い道路附属物について、補修及び更新を行う業務である。 ②主な補修施設 道路照明、道路標識、道路反射鏡の補修 ③実施要領 市が指示する維持補修及び受注者より実施の必要性を提案する業務。ただし、提案する業務の実施については、作業内容書及び見積書を監督員に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。監督員は優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。

業務名称	対象施設	業務内容/仕様
舗装維持補修業務	市道	①業務内容 1件50万円程度を超える補修業務。 「三原市道舗装個別施設計画」に基づき、対策優先度の高い舗装について、補修及び更新を行う業務である。舗装打ち換えやオーバーレイの工法による表層のみの補修とする。 ②主な補修施設 アスファルト舗装 ③実施要領 市が指示する維持補修及び受注者より実施の必要性を提案する業務。ただし、提案する業務の実施については、作業内容書及び見積書を監督員に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。監督員は優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。

▶

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

単価契約－業務B

業務名称	対象施設	業務内容/仕様
道路関係設備 管理業務	市道 （皆実アンダー）	①業務内容 「三原市道路関係設備施設計画」に基づき、皆実アンダーの道路排水設備、道路情報表示設備において、設備の機能を適切な状態に維持する業務である。 ②主な管理施設 道路排水設備 3 機、道路情報表示設備 2 機、道路情報補助設備 3 基 ③実施要領 各設備において、日々の運転状況を管理し、点検表に基づき月点検、年点検を実施する。

設備名：
実施年月日

点検・整備チェックシート

点検・整備の概要

点検指示事項

点検結果

区分	点検箇所		点検の目的 点検箇所 点検方法	点検・整備の範囲と点検方法				点検条件	点検結果 点検結果の判定 点検結果の判定	不良時の処置 の方針	点検結果 点検結果の判定 点検結果の判定	備考	
	点検項目	点検内容		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容						
ポンプ設備 (ポンプ・ポンプ・ポンプ)	全設	外観を確認する。		－	E	(注)	E	体	汚損、破損の割増、劣化がないこと。	清掃、又は修理する。			
	流れ	給水管の破損やシール部の損傷がないことを確認する。		－	E	(注)	E	通	水漏れがないこと。	修理、又は取替える。			
	振動	閉塞や部材の異常がないことを確認するため実施する。		－	E	(注)	E,H	通	異常な振動がないこと。	原因を調査し対応する。			
	音	閉塞や部材の異常がないことを確認するため実施する。		－	S	(注)	S	通	異常な音がないこと。	原因を調査し対応する。			
	水流	ポンプの機能低下(流量・揚程など)がないことを確認するため行う。		－	－	(注)	E	通	水流の少ない減少がないこと。	原因を調査し対応する。			
	継ぎ目	ポンプの機能低下(流量・揚程など)がないことを確認するため行う。		○	－	M	(注)	M	通	継ぎ目部が低下傾向がないこと。	原因を調査し対応する。		
	吊り金具	有無と損耗の程度を確認する。		－	E	(注)	E	体	著しい変形、摩耗、欠損がないこと。	著しい場合は、取替える。			
	管根固定・ガイ	外観を確認する。		－	E	(注)	E	体	腐蝕、腐食、脱落がないこと。	修理、又は取替える。			
	放送スプレー・ナレーション・ガイ	外観を確認する。		－	E	(注)	C	体	スプレー部等、放送部にゴミの付着がないこと。	ゴミを除去する。			
	外観	外観又は分解時に確認する。		－	E	(注)	W	体	異常な腐食、摩耗がないこと。	修理、又は取替える。			
流量・質	ドレンから滴を点検する。		－	E	(注)	X	体	異常な滴の発生・減少がないこと。	取替える。				
駆動	ポンプ分解時に確認する。		－	－	(注)	E	体	異常な摩耗がないこと。	取替える。				

・臨時点検を行うとは「臨時点検」欄に点検方法を記入し用いる。(上表では、気象庁の観測機械が4以上の地上の地上に見舞われた設備の例を示す。)

・点検条件の記号は、通：運転中 休：休止中

・水中ポンプは、そのポンプの構造や入水性、経済性などの面から、分解整備をする前機は口径50mm以上のものと、分解整備をしない前機は口径50mm以下のものと取扱いを分けている。

・設備の記述が必要な項目については、<別表4>に記入する。

総合点検表

点検者：
点検日：

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法等	点検周期		使用測定器等	点検目的の概要	備考	チェック
			6 ヶ月	12 ヶ月				
1	運用者等からの確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行います。		○		システム運用者等との連携及び効果的な作業実施		
2	総合警報動作の確認	水位検知器の電極棒を短絡させる等して、「通行止」「通行注意」と言った冠水表示が正常に行われるか確認します。 ・注意レベル：「路面冠水/通行注意」項目の表示 ・通行止めレベル：「路面冠水/通行止め」項目の表示		○	(フニロクリップ付きの)ジャンパー線等	システム構成機器の正常動作の確認	本試験の際、自動通報装置によるメール送付を望まない場合は、自動通報装置の電源を落としておく事をお奨めします。	
	自動通報装置	上記の通り、水位検知器で疑似的に冠水を検知させる他、接続部の端子を短絡させるなどしてポンプ盤（他設備）からの信号を疑似的に入力し、予め設定された通報先に自動通報（メール送付）が正常に行われるかを確認します。		○			本試験実施に際しては、予め各通報先に御連絡下さい。	
3	総合停電時動作の確認	交流入力強制遮断して、30分間、路面冠水表示板（2面）、及び赤色回転灯（3灯）が動作を継続できるか確認します。		○	ストップウォッチ	システム構成機器の停電時の正常動作の確認		
4	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。		○		障害時の備え		

単価契約－業務B

32

▶ 3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

モニタリング

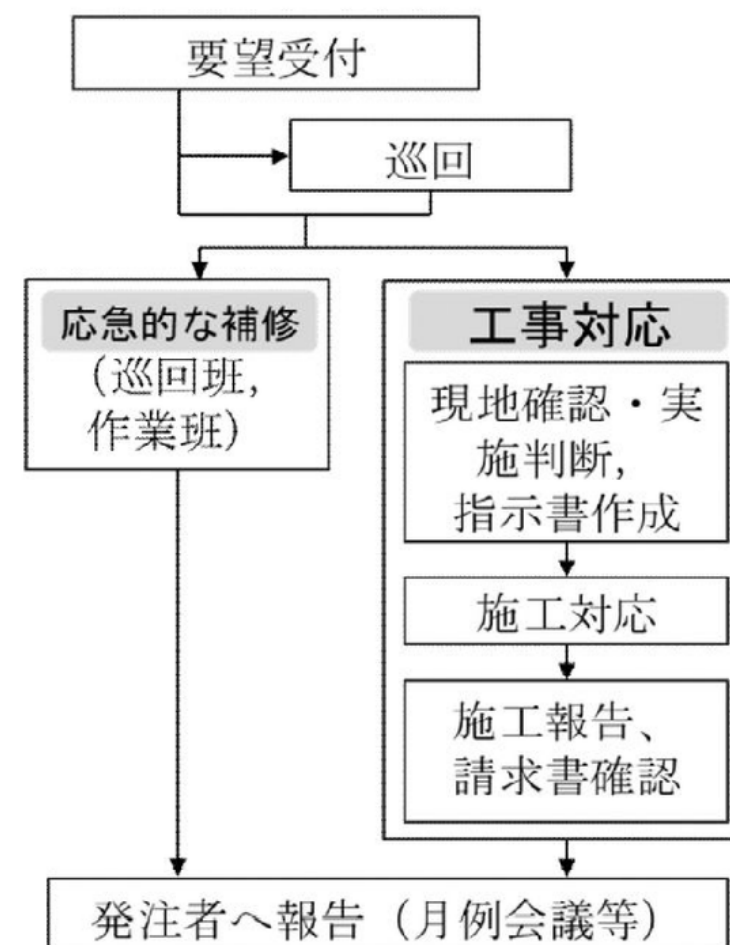
Q 「性能規定の場合、どのようにモニタリングしたらよい？」

- A**
- 性能規定では、実施した数量ではなく、管理水準に達しているか否かに基づいて支払いがなされることから、定期的なモニタリングが重要となります。
 - 発注者と受注者との定例会議の場では、業務の実施状況を確認するとともに、現状までの予算執行状況を確認することが考えられます。

【月例会議によるモニタリング】

報告事項

- ①業務実施状況の確認：
要望に対する受付状況の確認
- ②実行予算について
現状までの予算執行状況の確認
- ③懸念事項について
事業を進める上での疑問点等を共有
- ④改善項目について
市・業者双方から本業務に関する改善点を協議



⇒月例会議により確認する。

・業務の実施状況を確認する資料は、共有システムにより自動作成する事を想定。

▶ 3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

モニタリング

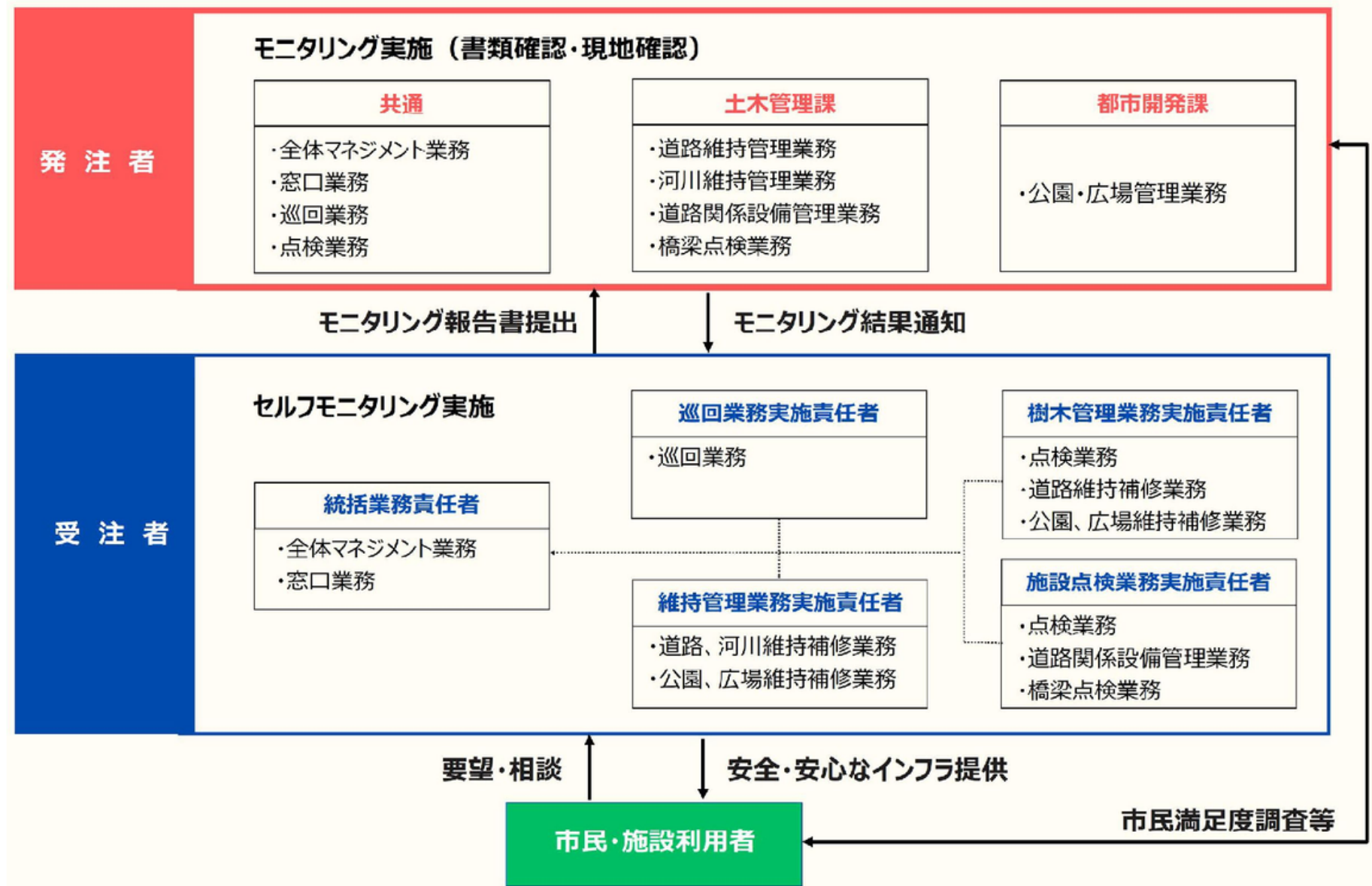


図1 モニタリング実施体制

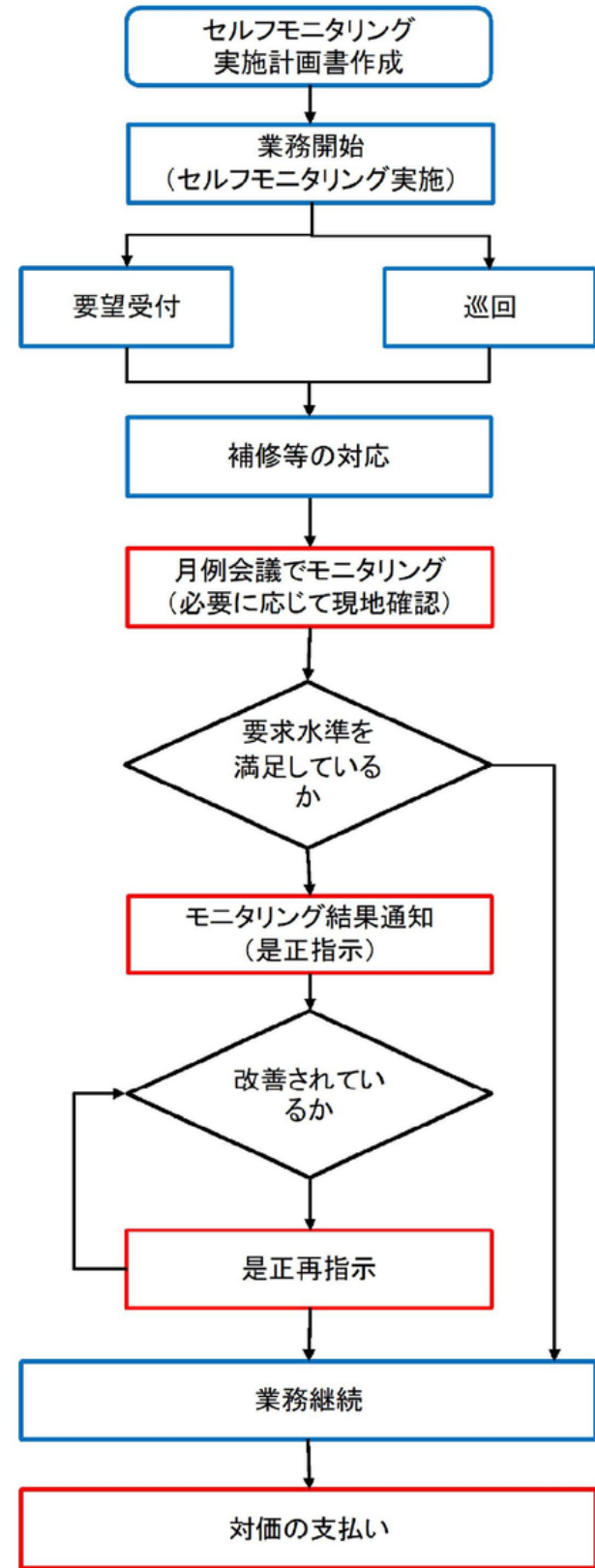


図2 モニタリングの流れ

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

資料の構成

1 公告文

2 企画提案依頼説明書

設計図書

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

【別紙】 施設位置図

【別紙】 各業務要求水準書

【別紙】 モニタリング実施要領

設計図書

4 業務積算参考資料

5 様式集

6 契約書（案）

設計図書

▶ 4 業務積算参考資料

構成比

【仕様規定】・【性能規定】

【仕様規定】:発注者が作業の実施時期や頻度、方法を定めて発注する方式。

【性能規定】:発注者があらかじめ規定した管理水準に対して、受注者がノウハウや創意工夫を生かした自主的な方法でその機能や性能を確保することを要件として発注する方式。

【仕様規定】

刈取面積 〇〇〇㎡

刈取回数 (通常2〜3回)

作業単価 除草工:135円/㎡

【性能規定】

刈取面積 〇〇〇㎡

刈取回数 (自由※)

受託者が設定し 実施回数は問わない

機械除草 (機械芝刈工 88円/㎡)

刈込回数を増やして雑草が 伸びきらないうちに刈込実施

除草剤の活用

大型雑草は抜根

【設計額の積算段階】

⇒面積と回数、単価(いわゆる仕様)による積算

【業務実施段階】

⇒上記積算を根拠にした工種毎の実施と、出来高 確認

【設計額の積算段階】

⇒面積と回数、単価による積算(当面、過年度実績 を活用)

【応札者の見積もり作成段階】

⇒回数、手法、工種は問わず、効率的効果的な手法 を技術提案

【業務実施段階】

⇒技術提案に基づき、業務実施、出来映えによる業 務実施確認

出典:土木学会「維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案)～包括的な契約の考え方～(H27.3)」

出典:沖縄県資料

Q 「性能規定はどのように導入したらよい？」

A

- 性能規定型契約とは、公物管理者が予め規定した機能や性能(管理水準)に対し、受注者がノウハウや創意工夫を活かした自主的な方法でその機能や性能を確保することで維持管理の効率化を図る契約方法です。
- 性能規定の円滑な導入のためには、全体マネジメント業務を盛り込むなどにより、性能規定を仕様規定に「翻訳」するプレイヤーを配置することが重要です。

【管理水準の定義】

道路等の最低限の機能や性能を定義
⇒これまで投下した予算で実際に実現してきた管理水準との関係から設定することが基本。
※予算が従来と同じにもかかわらず、公物管理者にとって理想的な水準に引き上げることは適正利潤の確保とならないことに留意。

【公物管理者としての役割】

維持や修繕の実務(事実行為)のほとんどは受注者が包括的に実施することになるため、公物管理者としての役割は、受注者の成果・パフォーマンスの管理が主となる。
⇒モニタリング方法等を予め設定する必要。

【対価の支払い・創意工夫】

定義された管理水準に達しているか否かに基づいて委託先に支払い(実施した数量で精算はされない)。
⇒受注者はノウハウを活用して効率的に性能を確保できれば、利益額を増大させることが可能。

業務構成比（参考）			
種別		業務名称	構成比
業務A	総価契約	計画準備業務	13.4%
		全体マネジメント業務	
		引継業務	
		窓口業務	
		巡回業務	
		点検業務	
		道路維持補修業務	35.0%
業務B	単価契約	河川維持補修業務	15.0%
		公園・広場維持管理業務	4.2%
		小計	67.7%
		交通安全施設維持補修業務	2.3%
		県施設維持補修業務	13.6%
		道路附属物維持補修業務	1.5%
		舗装維持補修業務	4.9%
		道路関係設備管理業務	0.4%
		橋梁点検業務	9.7%
		小計	32.3%
合計			100.0%

単価契約分は参考として金抜き設計書を添付

36

出典：「群マネの手引きVer.1」国土交通省（2025年10月）

▶ 03 公募型プロポーザル資料（案）

資料の構成

1 公告文

4 業務積算参考資料

2 企画提案依頼説明書

設計図書

5 様式集

3 業務説明資料（総価契約/単価契約）

【別紙】 施設位置図

【別紙】 各業務要求水準書

【別紙】 モニタリング実施要領

設計図書

6 契約書（案）

設計図書

（総則）

第1条 発注者は、次に掲げる業務について受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- （1）計画準備業務
- （2）全体マネジメント業務
- （3）引継業務
- （4）窓口業務
- （5）巡回業務
- （6）点検業務
- （7）道路維持補修業務
- （8）河川維持補修業務
- （9）公園・広場維持管理業務
- （10）交通安全施設維持補修業務
- （11）県施設維持補修業務
- （12）道路附属物維持補修業務
- （13）舗装維持補修業務
- （14）道路関係設備管理業務
- （15）橋梁点検業務

2 本業務における業務委託料は次のとおりとする。

- （1）総価契約
本業務のうち、(1)計画準備業務から(9)公園・広場維持管理業務（以下「業務A」と総称する。）までの委託料は、作業数量にかかわらず総額■■■■■円とする。
- （2）単価契約
本業務のうち、(10)交通安全施設維持補修業務から(15)橋梁点検業務（以下「業務B」と総称する。）までの委託料は、総額■■■■■円とする。
- （3）この契約における業務委託料は、（(1)総価契約の各業務の委託料の合計+ (3)単価契約の各業務の（単価×予定数量）の合計）とする。

3 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（業務説明資料（別紙を含む）及び企画提案書の総称をいう。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

⇒総価契約（業務A） 作業数量にかかわらず総額●●●円を記載

⇒単価契約（業務B） 金抜き設計書を参考に総額●●●円を記載

⇒設計図書は、業務説明資料（別紙を含む）及び企画提案書とすることを記載
（一般の工事の設計図書は、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表）

▶ 6 契約書（案）

契約保証金額

（契約の保証）

第9条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

⇒契約保証金額として、業務委託料の1/10以上を記載

（監督員）

第 18 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の統括業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく立会い、業務の実施状況の確認又は材料の試験

3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

⇒発注者側の体制

⇒各業務監督員＋総括監督員を配置予定

▶ 6 契約書（案）

賃金又は物価変動

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

第 38 条 発注者又は受注者は、履行期間内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の既履行部分に相応する業務委託料の額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務委託料の額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前業務委託料の 1000 分の 15 を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

7 前二項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

⇒建設工事請負契約約款 第26条の記載と同様。

スライド条項の取扱いについて（広島県）に準じて、
業務の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、
その変動額が一定割合を超えた場合に対応。

▶ 6 契約書（案）

支払い（前払金）

（前払金）

第 51 条 受注者は、初年度のみ、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、初年度の業務委託料の十分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

⇒初年度のみ、前払いを初年度の業務委託料の3/10以内
（業務委託）の額で請求できる事を記載。

▶ 6 契約書（案）

支払い（部分払い）

（履行期間中の業務委託料の請求（部分払い））

第 54 条 受注者は、履行期間中、既履行部分に相応する業務委託料相当額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

（1）業務Aは、各年度の 6 月末日までを第一期、9 月末日までを第二期、12 月末日までを第三期、翌年 3 月末日までを第四期（完了払）とし、各期において、既履行部分についてのみ行うことができる。

（2）業務Bは、月毎に、当該月に業務を完了した既履行部分についてのみ行うことができる。この請求は、各年度の業務委託額の 10 分の 9 以内の額とし、月 1 回を超えることはできない。

2 受注者は、部分払いを請求をするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするためのモニタリングまたは検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合 において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、各業務について別表 1 に定めるとおりとする。

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

⇒業務期間が長期であるため、部分払い制度を建設工事請負契約約款から引用

⇒総価契約（業務A）は、四半期毎に既履行部分についてのみ請求ができる事を記載。（四半期毎に限度額を設定）

⇒単価契約（業務B）は、月毎に請求ができる事を記載。
（業務委託料の 9/10 まで）

（前払金がある場合の部分払額）

第 55 条 初年度において前払金が支払われている場合に、第 54 条による部分払の支払額は次式による。

$$\text{支払額} \leq \text{部分払相当額} \times (10 / 10 - \text{前払金額} / \text{初年度の業務委託料})$$

⇒初年度で前払いがあった場合は、この算出式により請求。

▶ 6 契約書（案）

支払い（部分払い）

別表1 部分払いまとめ ※記載金額はイメージです。実際の契約額とは関係ありません。

別表 1 （第 54 条関係） 業務委託料の支払額（税込）

単位：円

	令和 8 年度				
	年度上限額	部分払			完了払
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A	100,000,000			50,000,000	年度上限額 の残額まで
業務 B	50,000,000	年度上限額の 9/10 まで			
年度総額	150,000,000				

	令和 9 年度				
	年度上限額	部分払			完了払
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A	200,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	年度上限額 の残額まで
業務 B	100,000,000	年度上限額の 9/10 まで			
年度総額	300,000,000				

	令和 10 年度				
	年度上限額	部分払			完了払
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
業務 A	200,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	年度上限額 の残額まで
業務 B	100,000,000	年度上限額の 9/10 まで			
年度総額	300,000,000				

▶ 目次

① 三原市道路等包括管理業務について

② 業務概要

③ 公募型プロポーザル資料（案）

④ 公募型プロポーザルのスケジュール予定

▶ 04 公募型プロポーザルのスケジュール予定

	令和8年度					
項 目	5月	6月	7月	8月	9月	10月
公 告						
質問受付期限						
参加表明書受付期限						
1次審査資料受付期限						
2次審査（企画提案書）受付期限						
プレゼンテーション						
契約の締結						
業務開始日						